

八代市監査委員公告第7号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、財政援助団体等監査の結果に対する措置状況を、別紙のとおり公表します。

令和7年4月25日

八代市監査委員	江	崎	眞	通
八代市監査委員	上	原		治
八代市監査委員	北	園	武	広

財政援助団体等監査結果

に対する措置状況

(令和7年4月)

八代市監査委員

目 次

措置の内容

【令和5年度実施分】

- ◆ スポーツ振興課（財政援助団体監査）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ◆ NPO法人八代市スポーツ協会（財政援助団体監査）・・・・・・・・・・ 2
- ◆ スポーツ振興課（指定管理者監査）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ◆ NPO法人八代市スポーツ協会（指定管理者監査）・・・・・・・・・・ 6

【令和6年度実施分】

- ◆ 坂本支所地域振興課（指定管理者監査）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

八代市監査委員 様

八代市長

財政援助団体等監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

所管課名	<u>スポーツ振興課</u>
監査の種類	<u>財政援助団体監査</u>
団体名	<u>NPO法人八代市スポーツ協会</u>
監査対象年度	<u>令和2年度～令和4年度</u>
監査実施期間	<u>令和6年2月6日～令和6年2月22日</u>

【所管課に関する指摘事項】

所管課	指摘事項	<p>イ 補助金交付要領の整備について</p> <p>八代市社会体育団体補助金交付要領は、八代市スポーツ協会と八代市スポーツ推進委員協議会の2団体を補助対象とし事業補助をする規定となっており、申請時に運営補助をする際に確認する必要がある「定款又は規約の提出」が求められている。</p> <p>それぞれの団体に対する補助金の実態は、八代市スポーツ協会に対する補助は事業費補助、八代市スポーツ推進委員協議会に対する補助は運営費補助となっているため、それぞれの団体について個別に補助金交付要領を制定していただきたい。</p>
	改善内容	<p>「八代市スポーツ協会補助金交付要領」及び「八代市スポーツ推進委員協議会運営補助金交付要領」を作成し、令和6年度より施行しております。</p>

【団体に関する指摘事項】

団体	指摘事項	<p>ア スポーツ振興事業で交付する団体補助金等の取扱いについて</p> <p>八代市社会体育団体補助金を原資とするスポーツ振興事業の団体補助金等の支払において、クレー射撃、馬術、小学校体育連盟、中学校体育連盟に対して交付されている団体補助金については、NPO法人八代市スポーツ協会スポーツ振興費交付規程で定める補助の対象に該当しておらず、根拠のないまま支出されていた。</p> <p>また、補助金を交付したにもかかわらず、ほかの助成金の事務と混同し、誤って再度交付手続を進めてしまったものがあった。</p> <p>今後同様の誤りを防ぐため、団体補助金の交付事務の流れを整理するとともに、対象となる事業、金額等を交付規程等で明確に定めた上で支出するようにしていただきたい。</p>
	改善内容	<p>指摘のあった補助の対象ではない事業においては、スポーツ振興事業補助金項目にあたる事業のみ支給することを該当団体へ連絡しました。</p> <p>また、補助金交付事務については事務局長及び会計担当者へ決裁を行い支給金額のチェック体制を整えました。</p>
団体	指摘事項	<p>イ スポーツ振興事業助成金の交付事務における過払金について</p> <p>NPO法人八代市スポーツ協会スポーツ振興費交付規程には、助成割合とともに助成限度額も規定されているが、助成限度額の積算誤りにより 68,600 円が助成限度額を超えて競技団体へ交付されていた。</p> <p>本助成金は全額市の補助金により交付されていることから、過払いの助成金については市への返還を検討していただきたい。</p>
	改善内容	<p>指摘のあった 68,600 円の過払いについては、監査後に書類等を再度精査した結果、最終的に 16,200 円の返金が判明しました。当該団体へ連絡し報告書の再提出と返金を徴収し、市へ返還いたしました。</p>
	指摘事項	<p>ウ 財務会計規程の遵守について</p> <p>出納事務を行うにあたり、NPO 法人八代市スポーツ協会財務会計規程を定めてありますが、以下のような不適切な取扱いがあった。</p> <p>① 八代市社会体育団体補助金（3,800,000 円）、八代市トップアスリート育成事業補助金（1,500,000 円）の収入調定書が作成されていなかった。</p> <p>② 戻入を伺う書類が作成されていないものが散見された。</p> <p>③ 支払伝票が作成されていないものが散見された。</p> <p>今後は財務会計規程を遵守し、適切な出納事務を行ってください。</p>
改善内容	<p>ご指摘の財務会計規程については、今後財務会計規程を遵守し、適切な出納事務を行うよう改善いたします。</p>	

令和7年3月13日

八代市監査委員 様

八代市長 中村 博生

財政援助団体等監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

所管課名	<u>スポーツ振興課</u>
監査の種類	<u>指定管理者監査</u>
団体名	<u>NPO 法人八代市スポーツ協会</u>
監査対象年度	<u>令和2年度 ～ 令和4年度</u>
監査実施期間	<u>令和6年2月6日 ～ 令和6年2月22日</u>

【所管課に関する指摘事項】

所 管 課	指 摘 事 項	<p>ア 指定管理業務以外の業務について</p> <p>指定管理施設ではない支所管内の体育施設の受付管理業務について業務別仕様書を作成し、指定管理業務に含めて業務を行わせてあった。公の施設について指定管理者を指定する場合は、市議会の議決が必要であり、議決の対象とされなかった施設の管理業務を指定管理者として行わせることは当然のことながらできない。</p> <p>指定管理施設以外の施設の管理業務については指定管理に関する協定から除くとともに、指定管理料の減額を行っていただきたい。また、指定管理施設以外の施設の管理業務を委託する場合は、別に業務委託契約を締結して行わせていただきたい。</p>
	改 善 内 容	<p>ご指摘のありました支所管内の体育施設以外の受付管理業務については、令和6年度から、指定管理業務委託料に含まれていた受付管理業務を外し、別に契約を行いました。</p>

	指摘事項	<p>イ 指定管理業務の再委託について</p> <p>協定書第9条において指定管理業務を他に委託する場合は、あらかじめ八代市の承認を得るように規定しているが、令和2年度、令和3年度の2か年度において、承認申請が行われていなかった。</p> <p>承認申請書等の必要書類の提出を求め、受託者が必要な資格を有するなど履行能力があるか、業務全部の再委託となっていないか、八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱に基づき委託先役員に暴力団等関係者がいないか等を確認した上で、協定書に従い、承認書の交付を実施していただきたい。</p>
所管課	改善内容	<p>令和6年度は、再委託先の内定後速やかに承認申請書の提出を求め、八代市指名業者名簿等を参照し必要な確認を行った上で協定書に基づく承認書の交付を実施いたしました。</p>

所 管 課	指 摘 事 項	<p>ウ 適切な審査及び文書作成について</p> <p>① 協定書第14条第2項に基づき、事業計画書が提出されているが、指定管理業務に関する事業計画ではなく、NPO法人全体の事業計画が提出されていた。</p> <p>指定管理業務としての事業計画の提出を求め、協定書に規定する事項が網羅されているか等、事業計画書の内容を審査していただきたい。</p> <p>② 協定書第16条に基づき、事業年度終了後に事業報告が提出されているが、指定管理業務に関する事業報告ではなく、NPO法人全体の事業報告が提出されていた。</p> <p>指定管理業務としての事業計画の内容と事業報告を突合し、計画どおりに指定管理業務が実施されたのか、内容を審査していただきたい。</p> <p>③ 協定書におけるリスク分担表では、1件当たり20万円以上の施設の修繕については、協議により負担者を決定することとされているが、協議経過等に係る内部報告書等が作成されておらず、所管課における対応が明確に確認できなかった。</p> <p>指定管理業務について協定に約定した意味、並びに市民への説明責任のありようを考え、事業計画、事業報告等の審査内容、リスク分担における協議内容等について書面作成により処理経過を明確にするとともに、所管課内で供覧し情報共有するよう事務改善を実施していただきたい。</p>
	改 善 内 容	<p>① 指定管理部分の適正な事業計画書を作成するよう構成及び項目の整理・指導を行いました。</p> <p>令和6年度の事業計画書は、協定書に規定する事項が網羅されているか確認した上で受理しています。</p> <p>② ①と同様に指導を行いました。また、令和5年度の事業報告書について、事業計画書と突合し、ヒアリングを実施し確認した上で受理しています。</p> <p>③ 今後は指定管理者との協議録を作成し、処理経過を明確にするとともに、課内供覧などを行い情報共有するよう努めます。</p> <p>令和6年3月、総合体育館空調の修繕について、スポーツ協会との協議録を作成し、課内で供覧しました。</p>

【団体に関する指摘事項】

<p>団体</p>	<p>指摘事項</p>	<p>ア 協定に基づく義務の履行について 協定書等において、指定管理者に履行を義務付けているもののうち、次のように履行が不適切なものや、不十分なものが見受けられた。</p> <p>① 提出された事業計画書に、非営利団体としての事業計画や予算編成方針など、指定管理者としての管理業務以外の内容が含まれていた。</p> <p>② 業務報告及び事業報告の提出が、定められた期限までに行われていないものがあった。</p> <p>③ 提出された事業報告書に、施設等の維持管理、修繕に関することや再委託により実施した業務など、管理業務の実施状況の報告が不足していた。</p> <p>④ 管理業務の進捗状況に関する報告書が提出されていなかった。</p> <p>⑤ 体育施設利用者等にアンケート等を実施し、その結果及び業務改善の状況等を報告するよう規定されているが、規定どおり行われていなかった。</p> <p>⑥ 仕様書に定められた業務のうち、再委託している八代市体育施設清掃業務委託において、契約金額と受託者から提出された12か月分の請求書の合計金額が異なっており、過払い分の返金処理が発生していた。</p> <p>指定管理者の指定の法令上の位置付けは、契約とは異なり「指定」という行政処分であるが、協定書は行政処分の附款とされており履行義務が生じるため、協定等に基づき適切に義務を履行していただきたい。</p>
<p>改善内容</p>		<p>①令和6年度の事業計画書は指定管理者としての管理業務に関する内容のみ記載しました。</p> <p>②令和5年度の業務報告及び事業報告は期限内に提出しました。</p> <p>③令和5年度の事業報告書は、内容を改めて提出しました。</p> <p>④令和5年度は管理業務の進捗状況に関する報告書を提出しました。</p> <p>⑤令和5年度はアンケートを行い、結果及び業務改善を報告しました。</p> <p>⑥については契約時に支払計画について協議を行い間違いがないようにしました。</p>

団 体	指 摘 事 項	<p>イ 収入に係る事務手続について 収入に係る事務手続について、次のような不適切な処理がみられた。</p> <p>① 体育施設利用料金収入や総合体育館の自動販売機設置に係る販売手数料収入において、財務会計規程第 24 条に定める収入調定書が発行されていなかった。</p> <p>② 清掃業務委託料過払い分の返金受入において、財務会計規定第 25 条に定める戻入伝票が発行されていなかった。</p> <p>③ 有人施設（テニスコート、武道館、市民球場）における体育施設利用料金の徴収について、代決・専決規程第 6 条別表に定められた事務局長までの決裁が行われていなかった。</p> <p>関係規程等に基づき適正な事務処理を行っていただきたい。</p>
	改 善 内 容	<p>① 指摘のあった収入については財務会計規程に基づき、収入調定書が発行するようにいたしました。</p> <p>② 令和 5 年 3 月 30 日に返金された過払い金について戻入伝票を発行していませんでした。今後は、財務会計規定第 25 条に基づき、戻入伝票を発行するようにいたします。</p> <p>③ 令和 6 年度から有人施設の利用料金徴収については事務局長まで決裁を行うようにしました。</p>
	指 摘 事 項	<p>ウ 指定管理施設以外の施設における利用許可について 指定管理施設ではない支所管内の体育施設の利用許可及び使用料の徴収が指定管理業務に含めて行われていた。</p> <p>公の施設の指定管理の指定は、市議会の議決を経て行われるものであり、議決の対象とされなかった施設の管理業務を指定管理者として行うことは当然のことながらできない。</p> <p>指定管理施設以外の施設の管理業務を受託する場合は別に契約する必要があることに留意し、指定管理者の指定の議決があった施設について管理業務を適切に行っていただきたい。</p>
	改 善 内 容	<p>指摘のあった支所管内の体育施設の利用許可及び使用料徴収については、所管課の指示にしたがい、令和 6 年度から指定管理施設とは別に、委託契約を行いました。</p>

八市坂総第 499 号
令和 7 年 3 月 27 日

八代市監査委員 様

八代市長

財政援助団体等監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

所管課名 坂本支所地域振興課
監査の種類 指定管理者監査
団体名 さかもと温泉センター株式会社
監査対象年度 令和 3 年度 ～ 令和 5 年度
監査実施期間 令和 7 年 2 月 3 日 ～ 令和 7 年 2 月 20 日

【所管課に関する指摘事項】

所管課	指摘事項	<p>協定書に記載された内容について、以下のような不適切な取扱いがあった。</p> <p>① 再委託の申請において、承認書の交付が行われていなかった。</p> <p>指定管理業務について、協定書の内容について再度確認を行い、不備がある場合は指定管理者に必要な手続の指導を行い、協定に基づき業務を行うようにしていただきたい。</p>
	改善内容	<p>① 警備業務の再委託について、協定書に基づき承認書の交付を行いました。</p>